

I. いじめ防止に関する本校の考え方

1. 目標

規範意識を醸成し、良好な人間関係を構築する

2. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が児童一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、特色のある教育活動として、異学年交流の「たてわり班活動」や地域、保護者ボランティアの方との交流「グリーンボランティア活動」「本の読み聞かせの会」などを行っている。教職員、児童、児童相互の心の交流と合わせ、学校と家庭・地域社会・近隣の諸機関との連携を密にし、心の教育と相互理解の教育を大切にしながら人間形成を行っている。（※「思いやりのある子」の育成を目指している。）全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害行為であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

3. 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめに対する基本姿勢

- いじめはどの児童にも、どの学校にも、また場所や方法を問わず起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。見ようとしなければ見えず、指導せずに時間が解決できるものではない。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめ問題は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わり、家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
- いじめは学校、家庭、地域社会、関係機関等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- いじめを受けた児童や保護者の心情に寄り添って支援し、いじめた児童へは心からの反省を促すとともに、その根底にある原因の解決に取り組む。

4. いじめ防止のための組織

(1) 名称 : 「緑小いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 : 学校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任
当該学級担任、スクールカウンセラー

(3) 役割 : ①学校いじめ防止基本方針の策定と理解推進・検証・見直し
②いじめの未然防止
③いじめへの対応（情報収集・考察・検討・記録）
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画・実施・進捗のチェック
⑥各取り組みの有効性の検証・修正
⑦緊急対応

(4) 開催 : 定期 : 月1回（含アンケート調査の結果確認）
: 不定期 : 学級担任の発見、児童や保護者の訴えでいじめが疑われ、
学校全体として対応すべき事案の発生時

5. 年間計画

学期	月	場	内容	対象
1 学 期	4	職員会議	・基本方針確認 ・相談室、SC 紹介	教員
		対策委員会	・委員会発足、年間計画確認	対策委員
		保護者会	・学校の「いじめ」に関する基本方針の説明	保護者
	5	個人面談	・児童の様子情報収集	保護者
		SC との面談	・5年生の全員面談	5年児童
		対策委員会	・児童の様子情報収集、共有	対策委員
	6	研修会	・児童理解研修①	教員・SC
		対策委員会	・ふれあい月間①	対策委員
		全校朝会	・校長講話	児童
		授業	・いじめに関する授業の実施①	児童
		学級指導	・保護者への手紙、いじめ防止アンケート 等	保護者
	7	対策委員会	・アンケート結果確認、子どもたちの様子情報交換	対策委員
2 学 期	9	保護者会	・児童の様子情報収集	保護者
	10	対策委員会	・児童の様子情報収集、共有	対策委員
		授業	・いじめに関する授業の実施②	児童
	11	個人面談	・児童の様子情報収集	保護者
		対策委員会	・ふれあい月間②	対策委員
		授業	・道徳授業地区公開講座	児童・保護者
		全校朝会	・校長講話	児童
		学級指導	・保護者への手紙、いじめ防止アンケート 等	児童
	12	対策委員会	・アンケート結果確認、子どもたちの様子情報交換	対策委員
3 学 期	1	対策委員会	・児童の様子情報収集、共有	対策委員
	2	保護者会	・児童の様子情報収集	保護者
		対策委員会	・ふれあい月間③	対策委員
		授業	・いじめに関する授業の実施③	児童
		研修会	・児童理解研修②	教員・SC
		全校朝会	・校長講話	児童
		学級指導	・保護者への手紙、いじめ防止アンケート 等	児童
	3	対策委員会	・アンケート結果確認、子どもたちの様子情報交換 ・基本方針の検証・見直し	対策委員
		職員会	・基本方針の検証・見直し	教職員
そ の 他		全校朝会	・校長講話	児童
		道徳授業	・人権尊重、自尊感情・自己肯定感など	児童
		研修会	・人権に関する研修会、講演会	教職員
		学年会	・各学級の実態報告、情報収集	SC
		生活指導部会 生活指導夕会 SC 相談	・「いじめ」の報告、情報収集	

6. 緑小学校の教育を通して

本校の教育目標の一つでもある「思いやりのある子」の育成を最重点教育活動と位置づけ、全ての教育活動において「人との関わり」を軸に発達段階に応じた具体目標を設定し、集団生活に必要な規律・規範意識及び思いやりの精神を身に付けさせるとともに、あらゆる偏見や差別、いじめを根絶し、人として最も大切である自他の生命を尊重する態度と人権尊重の精神と感謝する態度を育成していく。また、体験的な活動を通して児童一人一人がかけがえのない学級に必要な存在であり、集団の中で充実感を実感できる学校・学級づくりを進め、自他の児童の進歩や成長を互いに感じられる授業づくりに努め、一人一人が達成感や新たな探求心をもつことができる授業の実践に取り組む。

①楽しい学級・安全で安心できる学校づくり

- ・日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されないこと」を児童一人一人の心に深く刻む指導を行う。
- ・児童の頑張りや活動の様子の見える教室や掲示を工夫する。
- ・児童が困った時にいつでも話ができるような信頼関係を職員が築くとともに、スクールカウンセラーや巡回指導講師と連携し、児童の心の変化を感じ取るアンテナを常に張った職員の体制づくりに心がける。
- ・児童一人一人が目標をもち、意欲をもって主体的に取り組むことができるよう、1年生を迎える会、緑小まつり、運動会、学芸会、展覧会、音楽会、6年生を送る会などの行事を工夫する。
- ・職員による校門での挨拶や、毎学期行う挨拶週間、代表委員会による挨拶運動など、元気な挨拶の声で始まる学校づくりを進める。
- ・特別に支援の必要な児童に対し、家庭や教職員の共通理解に基づくきめ細かな個別指導を実施する。また、いじめを許さない心を育てるため、個々の児童を尊重する教育を推進する。

②分かる授業の実践

- ・児童自らが考え主体的・創造的に学ぼうとする意欲や態度が身に付くよう体験的な学習を取り入れ、適切な課題設定と振り返り学習を活かした問題解決的学習及び協働学習により、全ての児童が活躍できる学習活動を工夫する。
- ・児童の個性や個人差に対応するための少人数学習やTTによる学習を工夫し進める。特別に支援を要する児童へのきめ細かな指導など、多様な学習形態の工夫を図り、基礎的・基本的な内容を確実に定着させる。児童一人一人の個性を生かし、分かる楽しさを味わわせ、「良さ」を伸ばす指導の実現に努める。

③道徳教育の充実

- ・「いじめをしない、させない、許さない」資質を育てるために、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、全職員及び家庭や地域と連携した教育に努める。
- ・道徳の内容項目と関連づけて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。また年間指導計画に基づく道徳の時間を充実させ道徳的心情を培うとともに、あらゆる活動を通して正しい道徳的判断力・実践力を高め、より良い人間関係の育成に努める。
- ・年間3回の「ふれあい月間」を活用し、「他の人とのかわり」の内容項目を重点的に取り上げる。
- ・道徳授業地区公開講座の機会をとらえ、道徳の授業を保護者や地域の方々に公開するとともに、意見交換を行う。

④体験活動の充実

- ・豊かな緑に包まれた本校の自然環境を生かした、環境体験学習を推進する。自然の木々や竹を使った木工細工、たけのこ掘り、しいたけ栽培、さくら草栽培等、奉仕的・勤労生産的活動を通して、自然や社会環境への関心を高める。
- ・「サンシティーまつり」「さくら草まつり」等、地域の行事に積極的に参加することにより、地域の一員としての自覚と責任を高める。
- ・遠足や移動教室、社会科見学や校外学習等を通じて、人間関係を育みコミュニケーション力を高め、社会性を育てる。

⑤特別活動の充実

児童が主体となる活動の促進に努めるとともに、児童が互いに思いやり、それぞれの良さを認め合い、励まし合える心を育てることにより、よりよい人間関係を創造できるようにする。

- ・代表委員会の呼びかけによる「いじめ撲滅」に向けたポスターづくりや標語づくりを通して、「いじめをしない、させない、許さない」心を育てる。
- ・各委員会の活動を全校児童に紹介することによって、自己有用感の意識を高めるとともに、励まし支え合い、成し遂げる喜びを味わわせ、互いに協力し合う集団の一員であることを実感させる。
- ・異年齢の児童で構成するたてわり班で行う「緑小まつり」「交流給食」「たてわり班遊び」等の活動を通して、児童相互の人間関係の広がりと深化を図り、社会性を育成する。

⑥生活指導

教師と児童、児童相互の心の交流を大切に、「自分」と「他者」の違いを認め合い、ともに励まし高め合う、「思いやりと感謝の心」を重視する。また、「いじめ・不登校ゼロ」を目指し、状況に応じた適応指導を行うなどの方策をもって重点的に取り組む。

- ・每学期行う「いじめや体罰問題の未然防止と早期発見に向けて」の学校生活アンケート及び毎月行う「いじめアンケート」を実施することによって、いじめの状況を把握し速やかな対応を行うとともに、教師と児童の間にいつでも話せる信頼関係を築く。
- ・生活指導朝会等を利用して、校内外での児童の様子や学級で対応している出来事を全職員が把握し、共通の認識のもとで指導ができるようにする。

⑦メディアリテラシー教育を通して

ＩＣＴを取り入れた学習や道徳、セーフティー教室等を通じ、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせるとともに、思慮のない書き込みによっていじめを誘発してしまう危険性があることを学習する。

☆児童に培う力

- ・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取るコミュニケーション力、理解力、推察力
- ・人権についての発達段階に応じた意識・知識
- ・困った時に援助を求めたり相談したりする援助希求力
- ・周囲の状況を自分のこととして考え対応する、客観的な置換思考と応答力
- ・ストレスに対処し、乗り越え、生きるエネルギーに変えていく柔軟な思考力
- ・自己有用感、自己肯定感

II. いじめ防止等に関する取り組み

1. いじめ未然防止のための取り組み

①基本的な考え

いじめの未然防止のためには、大きく2つのことがあげられる。

1つめは、児童の自己有用感や自己肯定感を育む必要がある。学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができる機会を提供することで、児童の自尊感情が高まる。このような取り組みを計画的、継続的に続けることで、妬みや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすことができる。

2つめは、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を、各教科、学年・学級活動、行事活動等、それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるようにすることができる。

そのために教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求め、目的意識をもって児童の指導にあたっていく。

※いじめの早期発見、早期対応はあくまでも事後対応であるという認識をもつことが大切である。

②いじめ未然防止のための取り組み

- ・いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、子どもに人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・異学年で構成するたてわり班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをもたせる働きかけとして、全校朝会における校長講話、ふれあい月間におけるアンケート、毎月のいじめアンケート調査を行う。
- ・「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動を積み重ねることで、一人一人を認め励し、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- ・協働学習、学習における自己評価力の向上、「いいところ探し」など認め合う場の設定し、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を作れるようにする。いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした教育をしていく。
- ・子どもにSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。
- ・本校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、学校支援地域本部や学校運営連絡協議会を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

2. いじめの早期発見のための取り組み

①基本的な考え

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つことが最も大切である。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

また、いじめられている児童や見ている児童などが、いじめの現状を発信しやすい環境作りが必要である。そのためにも、知らせてくれた児童を絶対を守るという姿勢が大切である。

②いじめの早期発見のための取り組み

- ・朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ・ふれあい月間（6月、11月、2月）におけるアンケート調査及び毎月のいじめアンケートや定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・情報共有の場として生活指導夕会を毎週設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- ・いじめ防止対策委員会を毎月開催し、平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。
- ・各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ・子どもがいじめの悩み等を投書できる相談箱を設置し、担任以外へも相談できる学校体制をとる。
- ・SCによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

3. いじめの早期対応のための取り組み

①基本的な考え

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、いじめ防止対策委員会が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、早期解決に向けて対応する。

②いじめの早期対応のための取り組み

○被害児童への対応及び支援

- ・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達をおこなうことで、いじめの早期発見にもつながる。
- ・「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。SCとの連携による安心できる場の確保をしていく。
- ・「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ・被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場を設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士

を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

○加害児童への措置

- 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことを明確にするために校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- 事前に加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なＳＣとの面談を加害児童に対して行う。
- いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。
- なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、いじめ防止対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

4. いじめによる重大事態等への対処

①基本的な考え

いじめにより重大事態（「生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

①いじめによる重大事態への対処

- 学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

Ⅲ. 組織的な対応

1. 校内体制

- いじめ防止対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- 被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。
- 「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制を構築し、管理職への確実な報告及びＳＣとの情報共有の場を設定する。
- 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。
- 日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

2. 校内研修

- 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に２回は研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために -いじめ防止教育プログラム-」等を活用する。
- アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ参加し、各教員に広める。
- ＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的の実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

3. 保護者及び地域との連携及び啓発

- 学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

4. 取り組みの検証

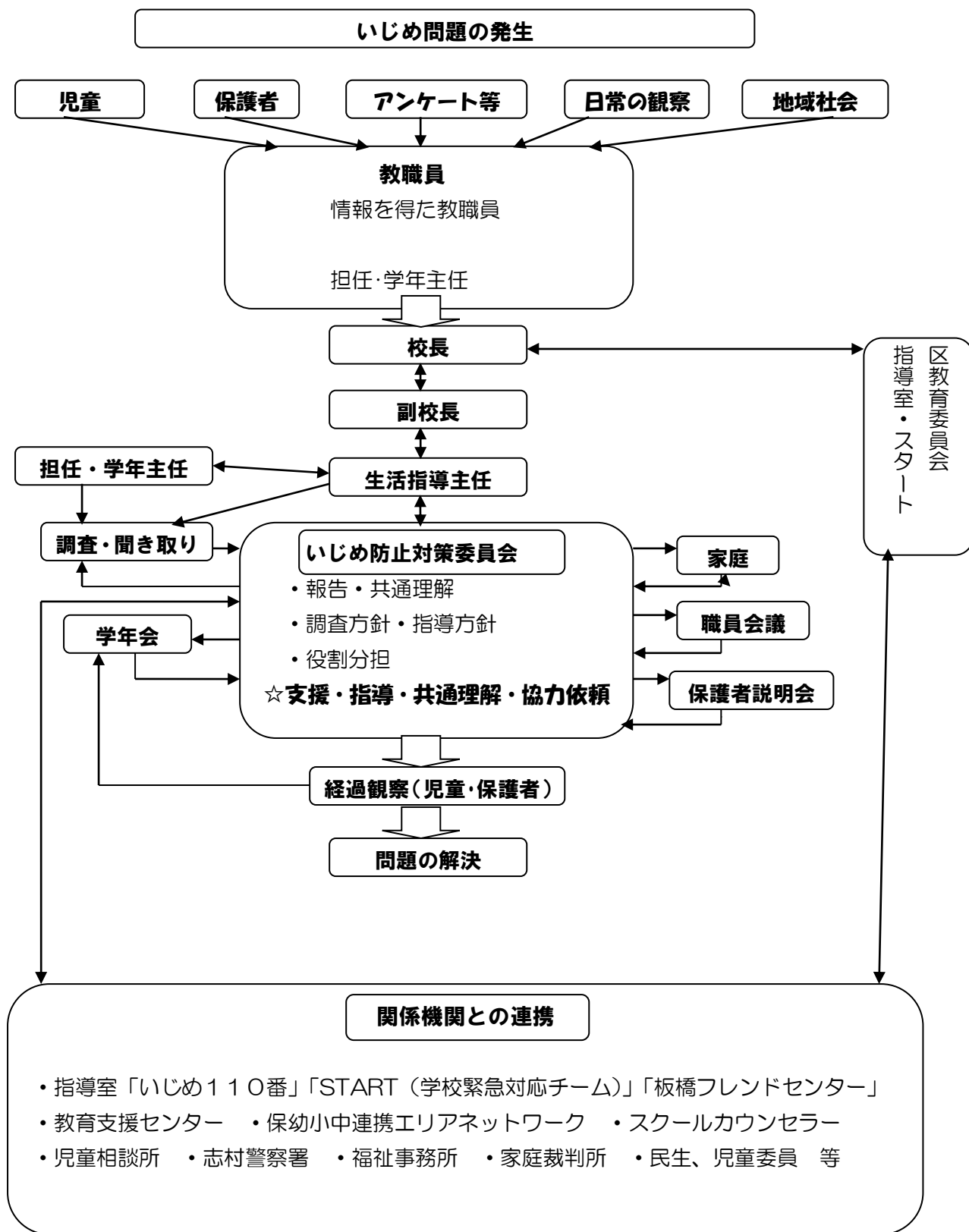
学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ等対策委員会の主導によりＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

いじめ発見のチェックシート

表情・ 態度	・笑顔が無く沈んでいる。	
	・周りの様子を気にし、おずおずしている。	
	・ぼんやりとしていることが多い。	
	・感情の起伏が激しい。	
	・視線をそらし、合わそうとしない。	
	・いつも一人ぼっちである。	
	・わざとらしくはしゃいでいる。	
	・表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。	
身体・ 服装	・体に原因不明の傷などがある。	
	・シャツやズボンが汚れたりボタンやポケットが取れたりそれらが破けたりしている。	
	・怪我の原因を曖昧にする。	
	・顔色が悪く、活気がない。	
	・服に靴の跡がついている。	
	・登校時に、体の不調を訴える。	
	・寝不足等で顔がむくむ。	
	・かばんや筆箱などが隠される。	
持ちもの 金銭	・作品や掲示物にいたずらや、ノートや教科書に落書きがある。	
	・靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。	
	・机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。	
	・他の子どもから言葉かけを全くされない。	
	・すぐに保健室に行きたがる。	
言葉・ 行動	・いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。	
	・家から金品を持ち出す。	
	・登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。	
	・教室にいつも遅れて入ってくる。	
	・職員室や保健室の付近でうろうろしている。	
	・いつも人の嫌がる仕事をしている。	
	・不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。	
	・いつも遊びの中には入れない。	
	・よくけんかが起こる。	
遊び・ 友人関係	・友達から不快に思う呼び方をされている。	
	・笑われたり冷やかされたりする。	
	・付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。	
	・グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。	
	・遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。	
	・他の人の持ち物をもたせられたり、使い走りをさせられたりする。	
教師との 関係	・教師と目線を合わせなくなる。	
	・教師との会話を避けるようになる。	
	・教師と関わろうとしない、避けようとする。	

組織対応図



Ⅳ.「ネット上のいじめ」への対応

1. 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、児童が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な常体に至ることが特徴である。また、「ネット上のいじめ」が原因となって、自殺に至る事件も発生している。これらのことより、より未然防止、早期発見の取り組みが重要となってくる。

2. 未然防止と早期発見の取り組み

○校内の指導体制

- ・指導資料の活用と教職員の共通理解、組織的な指導体制の構築。

○教育相談の充実

- ・寄り添った聞き取り、共感的理解、受容などの教育相談の基本を大切にして、子どもからのサインや情報を確実にキャッチするようにする。

○定期的、継続的な指導

- ・リーフレットや啓発 DVD、セーフティー教室での出前授業、パソコンの授業などを活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を実施していく。

○PTA と連携した啓発活動

- ・保護者会・個人面談・学校からのお便りなどを通して、インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルール作りを啓発していく。